

国立市個人情報保護条例及び国立市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 8 月 27 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整理を行うため、各条例の一部を改正するものである。

国立市個人情報保護条例及び国立市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

(国立市個人情報保護条例の一部改正)

第 1 条 国立市個人情報保護条例(平成14年12月国立市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第23条の2中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

(国立市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第 2 条 国立市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用

等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月国立市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。